

高松市・塩江町合併協議会会議録  
第 8 回 会 議

平成 1 6 年 2 月 1 2 日 (木)

高松市・塩江町合併協議会

# 高松市・塩江町合併協議会会議録

## 第8回会議

### 1 日時

平成16年2月12日(木)午前10時開会・午前11時43分閉会

### 2 場所

高松市役所13階大会議室

### 3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	野口勉
副会長	中井弘	委員	藤澤久文
委員	井竿辰夫	委員	佐藤好邦
委員	廣瀬年久	委員	尾形洋一
委員	川田史郎	委員	河田澄
委員	黒川恵	委員	中村靖
委員	菰淵将鷹	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	大浦澄子	委員	蓮井正明
委員	三笠輝彦	委員	植田満江
委員	森谷芳子	委員	大林正孝

### 4 欠席委員 2人

委員	山田徹郎	委員	梶村傳
----	------	----	-----

### 5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	出原忠憲
幹事	角田富雄		

6 幹事会部会委員 21人

市民部会委員			土木部会委員	矢野 研一郎
土木部会委員	尾形 進	(幹事兼務)	土木部会委員	熊野 善博
消防部会委員			水道部会委員	矢代 正己
市民部会委員	出原 忠憲	(幹事兼務)	水道部会長	松尾 尚市
健康福祉部会委員			水道部会委員	細川 公紹
市民部会委員	間島 康博		水道部会委員	小川 雅史
市民部会委員	久利 泰夫		教育部会長	金子 史朗
市民部会委員	小泉 康裕		教育部会委員	松木 健吉
市民部会委員	中川 仁		教育部会委員	山本 修
健康福祉部会長	岡内 須美子		教育部会委員	岩部 一夫
健康福祉部会委員	富永 典郎			
土木部会長	久米 憲司			
土木部会委員	稲垣 基通			
土木部会委員	鎌田 茂史			

7 説明のため会議に出席した者

財団法人日本システム開発研究所 国土・地域政策室長 矢下 徳治

8 事務局

事務局長	林 昇	調整班	松本 修治
事務局次長	加藤 昭彦	調整班 兼計画班	杉上 厚男
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班 兼計画班	平尾 和律
総務班長	森田 大介	調整班 兼計画班	秋山 浩一
総務班 兼計画班	林田 競一	調整班 兼計画班	中村 郁夫
総務班	黒淵 博美	調整班 兼計画班	佐藤 扶司子
調整班長	藤川 幸彦	計画班	山上 龍二
調整班	安西 正門		

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 議事

### (1) 報告事項

報告第10号 高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更  
について

### (2) 協議事項

議案第13号 平成16年度高松市・塩江町合併協議会事業計画について

議案第14号 平成16年度高松市・塩江町合併協議会予算について

協議第12号 消防団の取扱い(協定項目第19号)について

(第7回会議提案：継続協議)

協議第13号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

(第7回会議提案：継続協議)

協議第14号 コミュニティ施策(協定項目第24-5号)について

(第7回会議提案：継続協議)

協議第15号 その他の事業(女性政策)(協定項目第24-24号)につ

いて(第7回会議提案：継続協議)

協議第16号 人権啓発事業(協定項目第24-4号)について

協議第17号 生活保護事業(協定項目第24-8号)について

協議第18号 上水道事業(協定項目第24-18号)について

協議第19号 下水道事業(協定項目第24-19号)について

## 4 その他

(1) 建設計画の策定について(状況説明)

(2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

## 5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） おはようございます。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第8回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多忙のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録の署名委員には、河田 澄委員さんと、植田満江委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の報告事項、報告第10号高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第10号について御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをごらんください。

報告第10号高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更についてでございます。

次の資料の2ページをお開き願います。

本合併協議会の事務に従事する職員につきましては、昨年5月に高松市長・塩江町長の間で取り交わした合併協議会規約に関する協議書におきまして、職員の所属団体・職・氏名を個々に明記し、定めております。

しかしながら、今後、所属団体の人事異動等に伴い、その都度、変更協議書の締結を要することが想定されますことから、事務の簡素化・効率化を図るため、協議書第9項の規定に基づき、協議書の一部を変更する旨の変更協議書を、去る2月6日に取り交わしまし

たので御報告するものでございます。

2ページには、2月6日に両市町の長が取り交わしました「高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書」を掲載いたしておりますが、ページの中ほどに記載のとおり、事務局職員について定めております協議書の第4項第2号を、「協議会の事務に従事する職員については、1市1町の長がそれぞれ命じた職員とする。」と改めたものでございます。

報告第10号につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第10号につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。特にないようでございますので、報告事項につきましてはこれで終わらせていただき、次に会議次第の3（2）の協議事項に移ります。

会議次第3（2）協議事項

議長（増田会長） 協議事項のうち、議案第13号及び議案第14号の2件につきましては、関連がございますので一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） 議案第13号及び議案第14号について御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、一言、お断り申し上げます。

本合併協議会の予算につきましては、合併協議会財務規程の第2条第2項におきまして、年度開始前に協議会の会議の承認を得なければならないと規定されております。

そこで、本年度の最後の会議となります本日の会議に、議案第14号といたしまして、平成16年度予算を付議したものでございますが、本合併協議会に係る高松市及び塩江町の負担金は、両市町の3月議会に上程されますので、まだ議会の議決をいただいております。

このようなことから、現段階では、若干、流動的な要素を含んだ形での予算案ということになります。今後、両市町議会での議決状況を踏まえまして、必要に応じ、適切な対応を検討してまいりたいと存じますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、議案について御説明いたします。

資料3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、議案第13号平成16年度高松市・塩江町合併協議会事業計画についてでございますが、その4ページに事業の内容を記載いたしております。

4ページをお開き願いたいと存じます。

平成16年度におきましては、引き続き、行政制度・事務事業の現況調査を実施いたしまして、行政制度等の調整を図る中で、合併協定項目の協議を行うほか、合併後の市のマスタープランとなる建設計画の策定に向けて、鋭意、作業を進めてまいります。また、合併協議会だより、ホームページの充実を図り、合併に関する住民の皆様方の理解をより一層深めていただくための情報提供に努めるなど、そこに記載しておりますような事業を実施してまいりたいと考えております。

まず1点目は、「合併協定項目の協議」でございます。

次の2点目で申し上げます行政制度・事務事業現況調査の結果を踏まえ、合併協定書の調印に向けまして、引き続き、合併協定項目の協議を進めるものでございます。

2点目は、「行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整」ございまして、現在、進めております行政制度・事務事業の現況調査を引き続き実施するとともに、両市町で異なる行政制度等につきまして、部会・幹事会等で調整を図り、調整が調ったものから、順次、協議会に諮ってまいりたいと存じます。

3点目は、「建設計画の策定」でございます。

この建設計画につきましては、後ほど、委託業者から提示されました第1次素案の概要等について御説明を申し上げますが、現在、事務局において、建設計画に登載すべき主要事業の検討を行うほか、本日、参考資料としてお手元に配付しておりますように、来る2月28日・29日には、塩江町におきまして、「新しいまちづくりを考える住民懇談会」を開催するなど、素案の作成に向けて、鋭意、作業を進めております。来年度におきましては、改めて素案を取りまとめ、本協議会にお示しし、御協議いただくとともに、あわせて、住民説明会を開催し、住民の皆様から広く御意見・御要望等をお伺いする中で、成案の取りまとめに向けて取り組んでまいりたいと存じます。

4点目は、「合併協議会だより、ホームページによる情報の提供」ございまして、引き続き、合併協議会だよりやホームページによりまして、協議会での協議の内容、会議録、会議資料などをできるだけわかりやすい形で情報提供してまいります。

なお、合併協議会だよりにつきましては、本年度は7月・10月・2月の3回の発行でございましたが、新年度におきましては、合併について住民の皆様の理解をより深めてい

ただため、協議の進捗状況等も踏まえる中で、発行回数をふやすとともに、必要に応じ、増ページを行い、合併後の住民生活に深くかかわる行政サービス等を掲載した特集号を発行してまいりたいと、そのように考えております。

5点目は、「協議会、幹事会、部会等の開催」でございます。

協議会のほか、下部組織でございます幹事会、部会等を適時開催し、合併に係る協議、調整、調査研究などを進めてまいりますのでございます。

6点目は、「合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究」でございます。

7点目といたしまして、「その他必要な合併に関する調査・研究」でございます、合併に関して必要な調査・研究を引き続き実施してまいりますのでございます。

以上が平成16年度事業計画でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきます。

5ページ、議案第14号平成16年度高松市・塩江町合併協議会予算について御説明いたします。

次の6ページをお開き願います。

平成16年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,800万2,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、次の7ページに記載をいたしております。

次の第2条、歳出予算の流用についてでございますが、平成16年度中の当協議会の歳出予算の執行に当たりまして、予算額に不足を生じた場合には、款相互の金額は、必要に応じて流用することができるとさせていただいております。弾力的な運用について御了承を賜りたいと存じます。

それでは、歳入歳出予算の内訳について御説明いたします。

資料8ページをお開き願います。

まず、歳入の1、負担金でございますが、市町負担金として1,400万円を計上いたしております。説明欄でございますように、両市町の負担金の額は、合併協議会規約に関する協議書に定められました経費負担の考え方に基づいて、高松市が1,274万7,000円、塩江町が125万3,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金といたしまして1,400万円を見込み、計上いたしております。この県補助金は、補助率が2分の1で、原則として2年間で3,0



00万円を上限として交付されますが、来年度は、歳出予算総額の2分の1の1,400万円を計上いたしております。

次の繰越金及び諸収入につきましては、それぞれ1,000円を見込み、計上させていただきます。

以上が歳入予算の内訳でございます。

続きまして、9ページをごらんいただきます。

歳出予算の内訳について御説明をいたします。

まず、運営費のうち、会議費212万9,000円でございますが、内訳は、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室使用料、放送録音機器借上料などでございます。

次に、事務費573万7,000円でございますが、これは、協議会事務局の臨時職員の経費、建設計画策定に伴う総務省との協議に要する旅費、消耗品費、通信運搬費などでございます。

次に、10ページをお開き願います。

10ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、2,003万6,000円を計上いたしております。

その内訳といたしましては、合併協議会だよりの発行に伴う経費、建設計画の策定等委託料、ホームページの管理委託料、県からの職員派遣に伴う負担金等でございます。

なお、予備費といたしまして10万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額は2,800万2,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成16年度合併協議会予算の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第13号及び議案第14号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。特に発言もないようでございますので、議案第13号及び議案第14号を一括してお諮りいたします。

議案第13号及び議案第14号、いずれも原案のとおり決定することに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第13号及び議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、協議第12号消防団の取扱い（協定項目第19号）についてを議題といたします。

なお、協議第12号から協議第15号までの4件については、前回の第7回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第12号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第12号消防団の取扱い（協定項目第19号）について提案内容を改めて御説明をいたします。

資料11ページをお開き願います。

協議第12号につきましては、前回の第7回会議に提案し、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきます。

提案内容を朗読いたします。

「塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一するものとする。」。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第12号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

川田（秀）委員 塩江の川田ですが、せんだって、ちょっと申し上げたと思うんですが、御案内のとおり、塩江町の消防団員、讃岐の広域管内で一緒にやらせてもらっていると思うんです。せんだって、私の方の会するときにも町長をお願いしたんですが、町長も、そういう努力はするんだけど、その後の経緯っていうものが、具体的にはまだ話し合いとして、なってないんだというふうな御意見だったんですが、その後、進捗しておりますか。

議長（増田会長） 事務局の方から。

事務局長 事務局からお答えを申し上げます。

前回の協議会で、部会の方からの御説明もありましたが、その状況、それから町長さんの方からの御発言もありました。その状況から、現時点においては変わっていないというふうに、事務局としてはそのようなことでお聞きをいたしております。なお継続して協議するということでございます。前回の協議会での御意見等も踏まえて、今後、協議を進めていくということでございますので、よろしく願いをいたします。

川田(秀)委員 わかりました。

議長(増田会長) はい、どうぞ。

中井副会長 ちょっと私の方から補足してでございますけれども、塩江町の内部でも、団員との協議というのは行っておりますけれども、実はきのうも団長とお会いしているいるとお話を申し上げておったんでございますけれども、団長の御意見では、当然に、今の合併の協議の中の協定項目、これで結構なんだということは基本的なことなんですけれども、いわゆる報酬等につきましては、やはり塩江町の消防団員の報酬は今、少し高いので下がってくる。これは、当然やむを得んことだという理解をいただいております。その上に、市の消防局の方からも御心配をいただいておりますという、塩江町は非常に山林の面積が広いので、山林火災に対応できるような消防力を考えていくというようなことについては、今後、消防局の内部と塩江町の消防団の内部で実践的なことについて、これから協議して、町民に御迷惑はかけないようにというようなお話は、きのうのことですが、私、実はお会いして、団長とお話を申し上げたんですけど、そういうようなことじゃったということでございますので、御参考までにちょっと申し上げておきます。

議長(増田会長) ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) よろしゅうございますか。特にないようでございますので、それでは協議第12号についてお諮りいたします。

協議第12号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 御異議ございませんので、協議第12号につきましては、原案のとおり確認いたしました。

次に、協議第13号国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第13号国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について提案内容を改めて御説明をいたします。

資料14ページをお開き願います。

協議第13号につきましても、前回の第7回会議に提案し、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきます。

提案内容でございますが、「国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたとおりでございまして、本日は、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見等がございましたら発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第13号についてお諮りいたします。

協議第13号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がありませんので、協議第13号につきましては、原案のとおり確認をいたしました。

次に、協議第14号コミュニティ施策（協定項目第24-5号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第14号コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について提案内容を御説明いたします。

資料17ページをお開き願います。

協議第14号につきましても、前回会議に提案し、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分に提案内容がございますが、朗読いたします。

「コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたとおりでございますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第14号につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第14号についてお諮りいたします。

協議第14号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第14号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第15号その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 協議第15号その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）について提案内容を改めて御説明いたします。

資料20ページをお開き願います。

この協議第15号につきましても、前回会議で提案し、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほど、枠で囲っておりますが、提案内容は、「女性政策については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、この女性政策について、若干、事務局の方から補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別とじにしております附属資料、後につけておりますが、附属資料の30ページをお開き願いたいと存じます。附属資料30ページでございます。

30ページにございます女性政策のうち、「女性団体育成事業」についてでございます

が、本件につきましては、前回の第7回会議におきまして、複数の委員の方から、合併後の塩江町地域における女性団体への活動支援について、その果たす役割等を十分に踏まえて、団体活動に支障が生じないよう適切に対処されたい旨の御意見、御発言をいただいたところでございます。

このような御意見等を踏まえまして、その後、両市町で改めて協議いたしました結果、前回の第7回会議に提出いたしました資料の中の「対応策」というところでございますが、その対応策では、単に「高松市の制度に統一する。」といたしておりましたが、ページの右側「対応策」の欄にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域の団体活動に支障が生じないよう、社会教育事業として実施している女性団体等に対する支援制度の有効活用を図るなど、適切な配慮を行うこととする。」と修正をさせていただいたものでございます。

この点を踏まえまして、女性政策について御協議をお願いしたいと存じます。

協議第15号につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明いたしました協議第15号につきまして、御質問、御意見等がございましたら発言を願います。

はい、どうぞ。

野田委員 高松の野田でございます。

先般、この女性政策につきまして、御質問があり、鋭意、関係のセクションの中で、皆さん方がお骨折りいただきまして、このような計画の対応策というところが出てまいりました。

私、ここでちょっと質問させていただき、お願いもでございます。

この協議会の中で、委員として私は席を暖めさせていただいております。そういう中で、女性政策という部門になりまして、先般、植田さんよりも質問が出ましたが、合併協定項目の中で、行政同士の協議事項では、大部分は部会で問題・対応策を踏まえ、調整案というものが出されてきますんですけど、例えば、今の私ども団体みたいに、法律で決まりましたいろんな制度とか、それから任意団体ということになりますと、いろいろ対応の中身が違ってまいります。

そこで、私はこの中で、協議会の組織の中で、幹事会、部会、それから、部会規程の中で、第5条第3項で必要に応じて関係者の出席を云々というところがございますので、この協議会に提案される前に、もし、そういうことがございましたら、関係諸団体の意見を統

一するし、御意見を聴いていただくというような対応をしていただきたいと思います。

それに、合併に当たりましては、お互いによりよい関係の中で合意するべきと、私は考えておりますので、十分に御理解いただきまして、そういうふうな施策、また、組織のあり方をお願いしたいものと思っております。

ここ塩江町だけではなくて、たまたま女性団体ということですが、他のいろいろな団体の中にもいろんな懸念もあろうかと思っておりますので、そういう方策をよろしくお願いしたいと、ちょっとお願いをしたいと思っております。

議長（増田会長） もう、ごもっともなことで、そういう方向で努力しますが、事務局からちょっと。

事務局長 事務局からお答えさせていただきます。

ただいまの御意見をいただきましたこと、ごもっともでございまして、基本的には、部会での調整、高松市と塩江町との担当部門での協議、調整を図る。その協議、調整を図る段階におきまして、関係団体等の御意見、あるいは関係団体等との調整というものは、当然行っていくということでございます。

ただいま御意見いただきました幹事会、あるいはこの協議会の場において、必要に応じて関係者の出席を求めることができるということにいたしておりますので、それにつきましては、必要に応じて対応していくということで考えてまいりたいと思えます。

基本的には、部会等での協議の段階で、それぞれの関係団体の御意見、御意向等を踏まえての協議、調整を図るということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。特にないようでございますので、それでは協議第15号についてお諮りいたします。

協議第15号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第15号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第16号人権啓発事業（協定項目第24-4号）についてを議題といたします。

なお、協議第16号から協議第19号までの4件につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明などを行い、次回第9回会議において、改めて質疑、協議を行った上、意思集約を図ることといたしております。

それでは、協議第16号について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第16号人権啓発事業について御説明をいたします。

資料22ページをお開き願います。

協議第16号人権啓発事業（協定項目第24-4号）についてでございますが、人権啓発事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

22ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。

提案内容を朗読いたします。

「人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。」。

以上が提案内容でございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明させていただきたいと存じます。

附属資料の31ページをお開き願います。31ページでございます。

31ページ、「人権啓発事業について」に関する資料でございます。

次の32ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、「人権・同和問題啓発事業」について御説明いたします。

両市町の現況でございますが、1の「人権教育・啓発講演会事業」につきましては、高松市は、市民や教職員を対象に同和問題講演会、同和教育研修会、平和と人権を守る市民のつどいを、それぞれ年1回開催いたしております。

一方、塩江町では、同和教育講演会、人権啓発講演会を、それぞれ年1回開催いたしております。

次に、2の「人権週間等啓発事業」でございますが、高松市は、8月の同和問題啓発強調月間、12月の人権週間、6月の人権擁護委員の日に、それぞれ街頭啓発キャンペーン等の啓発事業を実施いたしております。

また、塩江町におきましても、同じ期間に、香川郡、綾歌郡の関係町などと共催で、街頭キャンペーン等を実施いたしております。



次に、3の「人権教育・啓発研修事業」でございますが、高松市では、市内の民間企業等を対象とした研修会や、地区公民館を活用して地域住民に対する研修を実施いたしておりますが、塩江町につきましては、現在のところ、同様の事業は実施いたしておりません。

次に、4、「親子で人権を考える会」でございますが、高松市では、児童・生徒、保護者を対象に、劇やコーラス等の発表を通じて、人権意識の普及・高揚を図ることなどを目的として、親子で人権を考える会を開催いたしておりますが、塩江町においては、実施いたしておりません。

次に、33ページをお開き願います。

5の「小学校、中学校(園)要請訪問」でございますが、高松市では、市内の幼稚園、小学校、中学校からの要請に基づき、教育委員会の指導主事が学校等へ出向いて、人権教育について指導をいたしております。

一方、塩江町では、香川県からの派遣教員を社会教育指導主事として受け入れをすることから、学校等への指導は実施いたしておりません。

次に、6の「人権集会開催」でございますが、高松市では、幼稚園、小学校、中学校で人権教育の実践発表会を開催いたしております。

一方、塩江町では、小学校、中学校で同様の行事を実施いたしております。

次に、7の「人権教育・啓発資料等の作成配布」でございますが、高松市では、人権教育・啓発の研修資料として、パンフレット、リーフレット、ビデオテープなどを作成、購入、配布いたしておりますが、塩江町では、啓発パンフレットの作成のみを行っております。

以上が「人権・同和問題啓発事業」の両市町の現況でございます。

32ページにお戻り願いたいと存じます。

「問題点・課題」でございますが、ページの右上の枠の中に記載しておりますが、啓発事業の内容において差異があることが挙げられますが、両市町ともおおむね同様の事業を実施しておりますので、「対応策」、「調整案」ともに、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、34ページをお開き願います。

「人権擁護委員推薦」について御説明いたします。

この人権擁護委員につきましては、市町が候補者を決め、議会の同意を得た後、法務局

へ推薦し、法務大臣が委嘱をするというものでございます。

この人権擁護委員の委員数につきましては、2の「委員数」に記載しておりますとおり、人口規模により定数規程が定められておりまして、この規程に基づく高松市の委員数は19人ですが、平成5年に活動充実のために増員の要望を行った結果、1名の増となり、現在20名の委員が委嘱されております。

一方、塩江町におきましては、定数規程により、人権擁護委員の委員数は3人となっております。

この「問題点・課題」でございますが、右上の枠の中に記載しておりますとおり、人権擁護委員については、人口規模により定数が決められており、合併後は委員数が20人となることが挙げられます。

次に、「対応策」でございますが、人権擁護委員は、住民の基本的な人権を守り、人権相談等の活動を行うという要職でございます。また、これまでの経緯の中で、高松市においては、1名の増員が認められているという実績もございますので、今後、委員数の増員について、高松法務局に要請するというものでございます。

以上の問題点・課題及び対応策を踏まえた「調整案」でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で協議第16号人権啓発事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第16号につきましては、次回会議で改めて協議を行います。案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら御発言をお願いします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第16号につきましては、会議規程の定めにより、次回会議において改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第17号生活保護事業（協定項目第24-8号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第17号生活保護事業について御説明をいたします。

資料23ページをお開き願います。会議資料の方、23ページでございます。

協議第17号生活保護事業（協定項目第24 - 8号）についてでございますが、生活保護事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容は、23ページの中ほど、枠で囲った部分でございますが、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」といたしております。

その調整内容につきましては、先ほどと同様に附属資料で御説明をいたします。

附属資料の35ページをお開き願います。

35ページ、「生活保護事業について」に関する資料でございます。

次の36ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、「生活保護制度」について御説明をいたします。

両市町の現況でございますが、1の「級地区分」につきましては、高松市は2級地の1、塩江町は3級地の2となっております。

次に、2の生活保護事業の「実施機関」でございますが、高松市では、高松市福祉事務所において実施しております。

塩江町では、香川県の東讃保健福祉事務所が生活保護事業を行っております。

なお、3の「被保護世帯数」から、6の「保護の種類」につきましては、記載のとおり  
の状況でございますが、5の「保護基準」にございますように、標準3人世帯の場合の基準額は、高松市が16万4,060円、塩江町が13万7,400円と、約2万6,000円余りの差がございます。これは、級地区分の違いによるものでございます。

次に、「問題点・課題」でございますが、右上の欄にございますように、「保護の基準区分である級地区分及び実施機関が異なっている。」ことが挙げられます。

この問題点・課題に対する「対応策」でございますが、「高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。」ことに対応することとし、「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

37ページ、「行旅病人等取扱事務事業」について御説明いたします。

まず、現況でございますが、記載のとおり、1の「急迫医療取扱」、2の「遺体取扱」につきましては、両市町ともその取り扱いに差異はございませんが、3の「交通費・回数券等の支給」につきましては、高松市のみが実施いたしております。

次に、「問題点・課題」でございますが、ただいま申し上げましたように、「塩江町に

おいては、交通費・回数券等を支給していない。」ことが挙げられておりまして、これに対する「対応策」及び「調整案」につきましては、いずれも「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の24ページをお開き願います。会議資料の方の24ページでございます。

24ページには、「生活保護事業」についての先進地域の事例といたしまして、上側には、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地域の事例を、また、下側には、現在、合併協議会で協議を行っております、高松市と同様の中核市の事例を記載いたしておりますが、ごらんのとおり、いずれの市におきましても、編入する市の制度に統一することといたしております。

以上で協議第17号生活保護事業についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明いたしました協議第17号につきましても、次回会議で改めて協議いたしますが、案件の趣旨、内容等について御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第17号につきましても、改めて次回会議で質疑及び協議を行い、意思集約を行うことといたします。

次に、協議第18号上水道事業（協定項目第24-18号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第18号上水道事業について御説明いたします。

会議資料の方の25ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第18号上水道事業（協定項目第24-18号）についてでございますが、上水道事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容は、25ページの中ほど、枠で囲った部分でございますが、「塩江町の簡易水道事業は、高松市の簡易水道事業として引き継ぐものとする。水道料金、給水装置新設等負担金、手数料その他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。」といたしております。

その調整内容につきましては、附属資料の方で御説明させていただきたいと存じます。

附属資料の38ページをごらんいただきたいと存じます。

38ページ、「上水道事業について」に関する資料でございます。

次の39ページをお開き願いたいと存じます。

39ページは、「経営形態、会計制度等」でございます。

まず、「1 経営形態」の現況でございますが、高松市は地方公営企業法適用の上水道事業でございますが、塩江町は地方公営企業法の非適用の簡易水道事業として運営しております。塩江町の現況欄の(1)から(5)に記載しておりますとおり、簡易水道事業であることによる財政上の優遇措置等がございます。

また、2の「会計制度」につきましては、高松市では、企業会計の複式簿記により処理いたしておりますが、塩江町では、官庁会計(特別会計)の単式簿記で処理をいたしております。

また、3の「事業認可」につきましては、高松市では、平成29年度を目標年次とした浄水場や配水管等の整備を中心とする水道施設整備事業の認可を受けております。

塩江町では、平成22年度を目標年次とした浄水場の整備等を中心とした第6次拡張事業の認可を受けております。

以上が現況でございますが、「問題点・課題」といたしましては、経営形態・会計制度及び事業認可が異なっている点が挙げられます。

これを高松市水道事業に統合いたしますと、先ほど申し上げました簡易水道であることによる施設整備に対する(1)から(4)までの優遇措置が受けられなくなるだけでなく、(5)の国の事業認可が必要となり、その手続に相当の期間と経費を要するなどのデメリットがございます。

このようなことから、「対応策」といたしましては、高松市水道事業と別に、公営企業法適用の簡易水道事業として、高松市水道局で運営管理するとともに、会計処理につきましては、企業会計の複式簿記により処理することとし、「調整案」といたしましては、「塩江町の簡易水道事業を、高松市の簡易水道事業として引き継ぐ。」ものでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

「水道料金」でございますが、まず1の「料金体系」の現況につきましては、高松市では、メーター口径に応じた基本料金と、用途別、メーター口径別に、使用水量に応じて、

水量区分ごとに1立方メートル当たりの単価を加算する従量料金を合わせた料金体系でございまして、金額及び単価につきましては、表に記載しておりますとおりでございます。

一方、塩江町につきましては、口径に応じたメーター使用料のほか、用途別の基本水量制による基本料金と、使用水量に応じて加算する超過料金を合わせた料金体系となっております。

具体的な料金比較につきましては、48ページに参考資料を添付いたしておりますので、その後の48ページをごらんいただきたいと存じます。48ページでございます。

参考資料の1「水道料金の比較表」でございます。

表は、家庭用及び営業用におけるメーター口径別の1カ月の使用水量とその料金、そして、高松市と塩江町の料金格差を示したもので、印がついておりますのは、塩江町におけるメーター口径別の平均使用水量でございます。また、差額の欄の の印でございますが、この の印は、高松市の水道料金に統一した場合に、現行の料金より安くなる額でございまして、家庭用メーター口径20ミリで使用水量10立方メートルを除くと、すべて塩江町の水道料金は現行よりも安くなります。

左側の家庭用メーター口径13ミリの場合の3段目、印の欄をごらんいただきたいと存じます。

塩江町では、家庭用メーター口径13ミリの世帯は、全世帯の約91%を占めておりますが、この平均使用水量は15立方メートルでございます。差額の欄にございますように、1カ月で1,260円安くなります。また、営業用等を含む全体の平均では、1カ月で1,866円安くなります。

なお、料金統一によりまして、現行の塩江町の水道料金より高くなる場合は、高松市では基本水量が含まれていないことから、口径20ミリで使用量が1カ月6立方メートルから11立方メートルの場合と、表にはございませんが、口径が大きい25ミリから75ミリまで、使用量の少ない一部の使用者が該当いたしますが、これらにつきましては、合併時まで、塩江町においてメーターの変更をすることで料金が安くなるよう対応することといたしております。

しかしながら、水圧の確保や季節により、一時的に使用量が変化するなどの理由でメーター口径の調節ができない新清掃工場など7つの施設につきましては、現行料金より高くなりますが、この該当施設がすべて公共施設となっております。

以上が「料金体系」についてでございます。

恐れ入りますが、附属資料40ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、2の「検針・調定期間」でございます。

高松市は、2カ月に1回検針を行い、料金につきましても2カ月ごとに請求をいたしております。

塩江町は、毎月検針で、毎月請求となっております。

「問題点・課題」といたしましては、料金体系及び検針期間、調定期間が異なっているということから、「対応策」といたしましては、塩江町の料金体系については、合併時に高松市の料金体系に統一するとともに、検針及び請求事務の効率化を図るため、検針期間、請求期間についても高松市の制度に統一するものです。

したがって、「調整案」につきましては、「高松市の制度に統一する。」ものでございます。

次の41ページをお開き願います。

41ページ、「給水装置新設等負担金」でございますが、まず、新築等で新たに水道を引くときに必要な、2の「負担金の額」の現況は、記載のとおりでございます。すべてのメーター口径で、高松市の方が安くなっております。

また、3の「負担金の権利」につきましては、高松市では土地に帰属し、塩江町では使用者に帰属する取り扱いとなっております。

この「問題点・課題」といたしましては、負担金の額及び負担金の権利の帰属が異なっていることですが、「対応策」、「調整案」といたしましては、「負担金の額及び負担金の権利は、高松市の制度に統一する。」としたものでございます。

次に、42ページをごらんいただきたいと思います。

水道の新設または改造工事に伴う「手数料」でございますが、この手数料の現況につきましては、高松市及び塩江町ともに必要な手数料は、1の「設計審査手数料」、3の「しゅん功検査手数料」及び次の43ページに記載しております4の「穿孔手数料」でございます。手数料の額はそれぞれ異なっております。

また、42ページの2の「材料検査手数料」、43ページの中ほどにございます5の「開栓手数料」、6の「閉栓手数料」の各手数料は、高松市では徴収いたしておりません。

これらの具体的な負担額の比較でございますが、恐れ入りますが49ページに資料をつけておりますので、49ページをごらんいただきたいと思います。

49ページ、参考資料2「負担金・手数料の費用負担例」でございます。

左側の表は、家庭用で新設工事をした場合の費用負担でございますが、負担金と各種の手数料を合わせると、全体では、高松市の方が3万5,790円安くなっております。また、メーター口径が大きくなればなるほど、負担金の格差が大きくなりますので、全体の負担も大きく軽減をされます。

右側の表は、既設給水装置の改造工事をした場合で、高松市の手数料に統一いたしますと、材料検査手数料は不要になりますが、全体では2,740円の増となります。しかしながら、塩江町においては、対象件数が年間で10件程度と少なく、また、一時的な負担でありますことから、影響は少ないものと考えております。

恐れ入りますが、再度、資料の43ページにお戻り願います。

43ページの末尾に記載の、7の「指定工事店登録手数料」につきましては、高松市は徴収いたしておりますが、塩江町では徴収いたしておりません。

42ページにお戻り願いたいと存じます。

以上の1から7の現況を踏まえました「問題点・課題」でございますが、ページの右上の枠の中に記載のとおり、各種の手数料の額及び徴収の有無に違いがあるということでございますが、その「対応策」といたしましては、両市町で徴収している設計審査、しゅん功検査及び穿孔の各手数料の額は、高松市に統一し、塩江町だけで徴収しております材料検査、開栓及び閉栓の手数料は廃止をいたします。また、高松市だけで徴収しております指定工事店登録手数料は、高松市の制度を適用いたしますが、塩江町に既にある指定工事店については、合併時に高松市の登録業者として取り扱うことといたしました。

この「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたものでございます。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。

44ページ、「浄水施設の維持管理」でございます。

まず、高松市の現況でございますが、3カ所の浄水場と5カ所の配水池について、水道局職員により、24時間体制で運転及び維持管理を行っております。

一方、塩江町では、2カ所の浄水場は自動化・無人運転でございまして、配水池等を含む点検は、職員が対応いたしております。

この「問題点・課題」といたしましては、塩江町の浄水施設は、遠隔地にあることから、効率的な維持管理体制が必要でございまして、その「対応策」といたしましては、浅



野浄水場における遠隔監視システムによる集中監視、または外部委託化等効率的な方法を検討し、合併時までには調整することといたしております。

したがって、「調整案」につきましては、「塩江町の浄水施設の維持管理体制については、効率的管理を図る。」とするものでございます。

続きまして、45ページをお開き願いたいと存じます。

45ページの「受付・収納」から、47ページの「水質検査」までは、料金等以外のお客さまサービスについてでございます。

まず、1の「受付事務」は、高松市は、水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、すべて電話またはファックスで行えるなど、手続を簡素化いたしております。また、2の「収納事務」では、高松市は、水道料金の納付が夜間・休日でも取り扱い可能なコンビニエンスストアでの収納体制が確立されております。

「問題点・課題」につきましては、「受付事務及び収納事務が異なっている。」ことですが、「対応策」といたしましては、手続の簡素化や利便性の向上が図られることから、高松市の取り扱いに統一することとし、「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたものでございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと思います。

「漏水対策」についてでございますが、まず、「1 漏水修繕待機業務」は、高松市では、道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、水道局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応いたしております。

一方、塩江町では、宿直職員からの連絡により、水道係の職員2名が随時対応いたしております。

また、2の「漏水調査業務」についてでございますが、高松市では、地下漏水の早期発見のため、定期的に漏水調査を実施いたしておりますが、塩江町では、実施されておられません。

「問題点・課題」といたしましては、修繕待機体制が異なりますほか、漏水調査業務が塩江町では実施されないことが挙げられております。

「対応策」につきましては、漏水修繕待機業務については、緊急時の迅速な対応が可能な高松市の制度に統一するとともに、漏水調査業務につきましても、漏水の予防、早期発見のため、高松市の制度を適用することといたしております。

「調整案」につきましても、「高松市の制度に統一する。」としたものでございます。

続きまして、47ページをお開き願いたいと存じます。

47ページの「水質検査」についてでございますが、1の「検査体制」として、高松市では、水質管理センターにおける自己検査体制を有しておりまして、2の「定期水質検査」から5の「その他緊急時の水質検査」までに記載のとおり、専門職の水道局職員が検査・分析を行うとともに、お客さまからの依頼に基づく緊急時の水質検査や水質相談にも応じられるほか、水道水の安全性について、水質年報や水道広報紙等で公表をいたしております。

一方、塩江町では、一部の検査を除き、香川県薬剤師会への外部委託による検査体制でございます。

この「問題点・課題」といたしましては、水質検査体制が異なるとともに、その他緊急時の水質検査及び情報提供が塩江町では実施されておられませんことから、「対応策」といたしましては、安全性の確保が一層図られるよう、定期・臨時の水質検査及び工事設計書に記載すべき水質検査の検査体制については、高松市に統一するとともに、その他緊急時の水質検査及び情報提供についても、高松市の制度を適用することとしたものでございます。

「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたものでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の26ページをお開き願いたいと存じます。会議資料26ページでございます。

ここには、「上水道事業」についての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併をいたしました先進地域の事例10市の状況を記載しております。

10市のうちで、合併協定項目といたしまして「上水道事業」が協議された市は9市でございます。ここには、そのうちの6市の事例を記載しております。

なお、本日提案いたしました内容のうち、簡易水道事業につきましては、大船渡市及び廿日市市で協議されておりまして、いずれも、編入される町村の簡易水道事業を、編入する市に引き継ぐことといたしております。

次の27ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市11市の事例を記載しております。

11市のうち、既に合併協定項目として「上水道事業」が確認をされました市は、岐阜市など5市でございます。これらにつきましても、簡易水道事業につきましては、いずれの合併協議会におきましても、編入される市町村の簡易水道事業を、編入する市に引き継ぐことといたしております。

以上で協議第18号上水道事業についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第18号につきましても、次回会議で改めて協議を行いますが、案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

三笠委員 高松の三笠でございますが、39ページの対応策で、水道事業と塩江町の簡易水道事業の2つを存続させる。これは、水道局で管理運営と、この文言のとおりだろうと思います。しかし、この簡易水道、当然、その左側の塩江町の過疎債の発行とか国庫補助対象、県費補助、これ一応、念には念をやっぱり県や国の方できちっと、とっておいでるだろうとは思っただけけれども、そのあたりは当然抜かりはないでしょうな。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 その点については、部会の方から答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

松尾水道部会長 部会長の高松市水道局次長の松尾でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま御質問がありました国等の補助、それから過疎債の件でございますけれども、事業内容によって若干異なっております。

しかしながら、過疎債につきましては受けられると、全額ではございませんけれども、事業内容によっては受けられるというような形で、一定の形を全部、県の方で聞き合わせて考えております。

なお、平成22年度までに塩江町につきましては、先ほど申し上げました第6次拡張事業がございます。この資金につきまして相当のお金がかかりますので、そういった優遇措置を受けたいというふうに考えております。

あと、その後、維持管理時代に入りますと、そういうような優遇措置というふうな形が必要でなくなりますと、適当な時期に上水道に統合したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三笠委員 事業内容によってということの、そこら辺をやっぱり、きちっと担保しとかんと、なかなか県にしても国の方としても、非常に目に見えてシビアな面が多分に出てきておりますんで、そこら辺は絶対抜かりないように、根締めをきちんとしていただきたいというのが強い要望です。

松尾水道部会長 その件につきましては、きちんとした形で要望してまいりますし、確実に担保してまいりたいというふうに考えております。

三笠委員 全国の例を見ると、いろいろな、これにかかわらず建設計画とかいろいろな中身によって、大分、県の方でも国の方でも削られるんですわな。そこら辺が、非常にこの合併問題における心配事の一つでもあるんで、一つ一つ事前に、これはどうかと思うようなところは、県との連携をきちっと取っていただくということが、この合併問題については非常に重要な要素になってきますんで、そういうところをひとつ抜かりないようにお願いしたいと。要望です。

松尾水道部会長 適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

森谷委員 高松の森谷です。

1点目は、先ほどの関連だったのですが、答弁中でありましたのでこれは省きます。

2点目ですが、45ページの水道料金の納付の件ですけれども、コンビニ収納、高松では、やっております。塩江町の場合は、これからだと思いますが、町内でいろいろする内容に関しては大丈夫と思いますが、これコンビニさんとなると相手がありますことです。塩江町のコンビニが何箇所ぐらいあるんですか。

議長（増田会長） 部会長から。

松尾水道部会長 承知しております。1軒ございます。

ですから、基本的には金融機関でお納めいただくということが基本でございます。ただ、いわゆる24時間営業して、ひょっと忘れてというふうな場合、それから滞納の関係があったり、停水関係をやりますので、そういった場合に、急遽、納めていただくというふうな場合は、コンビニ収納が一番いいんじゃないかというふうに考えております。

したがって、この1軒につきましても大きなチェーン店でございますので、今、私どもと契約しておるところと、また一つ、1店舗ふやすというふうな契約になるかどうかと思

っております。

森谷委員 了解しました。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。特にないようでございますので、それでは協議第18号につきましても、次回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約をさせていただきます。

次に、協議第19号下水道事業（協定項目第24-19号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第19号下水道事業について御説明いたします。

会議資料の28ページをお開き願います。

28ページの協議第19号下水道事業（協定項目第24-19号）についてでございますが、下水道事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容は、28ページの中ほど、枠で囲った部分に記載しております。

「塩江町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐものとする。下水道使用料、受益者負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助等については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。また、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで、現行のとおり継続するものとする。」といたしております。

その調整内容につきましては、附属資料で説明させていただきます。

附属資料の51ページになります。51ページをお開き願います。

まず、51ページの「公共下水道事業計画」についてでございますが、現況といたしましては、高松市では、東部処理区と香東川流域下水道に接続する西部処理区を、ごらの規模で計画いたしております。

一方、塩江町につきましては、香東川流域下水道に流入する特定環境保全公共下水道として事業計画をいたしておりますが、平成16年度に、現行の事業計画区域43ヘクタールに6.6ヘクタールを追加する事業認可変更を予定いたしております。

また、高松市と塩江町とも同様な事業を計画いたしてありまして、「調整案」につきましては、「塩江町の公共下水道事業を高松市の事業として引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、52ページをごらんいただきたいと存じます。

「下水道使用料」についてでございますが、高松市では1の「料金表」の金額で、2の「徴収方法」に記載しておりますが、水道局に徴収事務を委託し、使用料の徴収を行っております。

一方、塩江町では、ページ右側の「問題点・課題」の欄の2点目に記載しておりますように、平成15年3月に下水道条例を制定し、施行いたしてありますが、使用料の徴収等につきましては、下水道の供用が開始されていないため、現在のところ徴収等は行っておりません。この使用料金のほか、検針月、納入場所、納入期限について、両市町で取り扱いが異なっております。

これらの「対応策」でございますが、中ほどの枠の中に記載しておりますとおり、「下水道条例に基づく徴収等が未実施であることから、高松市の制度に統一する。」といたしてありまして、「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、53ページをお開き願いたいと存じます。

53ページは、「受益者負担金」でございますが、2の「負担金額」の欄に記載しておりますとおり、高松市では1平方メートル当たり150円の単価で徴収を行っております。

一方、塩江町につきましては、1平方メートル当たり450円の単価で、45万円の上限を設けてありますが、この制度につきましても、条例は制定いたしておりますものの、下水道の供用が開始されておりませんことから、受益者負担金の徴収はいたしておりません。

この受益者負担金の単価のほか、「問題点・課題」の欄に記載しておりますように、徴収方法、報奨金、減免の対象範囲が異なっていること。また、塩江町には分担金に上限を設けていることや、事業のために土地等を提供した者に対する減免規定を設けている点で、両市町に差異がございます。

これらの「対応策」でございますが、枠の中に記載しておりますとおり、「事業のための土地等の提供はなく、また、下水道事業受益者分担金条例に基づく徴収等が未実施であ

ることから、高松市の制度に統一する。」といたしております、「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、54ページをごらんいただきたいと存じます。

54ページは、「水洗便所改造資金貸付」でございますが、現況欄に記載のとおり、高松市では、汲取り便所を水洗トイレに改造、または浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付けを行っております。

一方、塩江町には、現在のところ同様の制度はございませんことから、「調整案」といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、55ページをお開き願います。

55ページ、「汚水ますの設置」でございますが、高松市は、使用者の負担となっておりますが、塩江町は、町が負担しており、「問題点・課題」の欄に記載しておりますように、費用の負担区分が異なっております。

これに対する「対応策」でございますが、中ほどの枠内に記載しておりますとおり、経過措置として、「塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り継続する。」とし、「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

「合併処理浄化槽設置に対する補助」についてでございますが、両市町とも同様な補助制度を設けておりますが、右側の欄に記載しておりますように、その「問題点・課題」として4点が挙げられております。まず、補助限度額の一部に差があること。次に、人槽の区分が異なること。次に、塩江町では10人槽が2世帯住宅に限られていることと、単独浄化槽の撤去費に対する助成制度があること。また、高松市では、賃貸物件や市税滞納者は国基準の補助金となっており、塩江町と補助限度額に差があること。以上の4点の差異がございます。

この問題点・課題に対する「対応策」でございますが、単独浄化槽の撤去費に対する助成制度については、県の補助が得られる支援要綱の期限であります平成18年度まで経過措置として継続し、その他については高松市の制度に統一するといっております。

以上の「問題点・課題」及び「対応策」を踏まえた「調整案」でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度について

は、平成18年度まで現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

続きまして、57ページをお開き願います。

57ページと58ページには、「雨水利用」に対する助成制度を記載しておりまして、高松市では、雨水浸透施設の設置や、不要になった浄化槽の雨水貯留への改造及び雨水貯留施設の設置に対しまして、その費用の一部を助成いたしております。

一方、塩江町には、現在のところ同様の制度はございませんことから、「調整案」といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が附属資料の内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料29ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料29ページでございますが、平成11年度以降に編入合併を行いました10市の状況を記載しております。

この10市のうちで、合併協定項目といたしまして「下水道事業」が協議された市は8市でございます。ここには、そのうち5市の事例を記載しております。

続きまして、30ページをお開き願いたいと存じます。

30ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市11市の事例を記載しておりますが、11市のうちで、既に合併協定項目として「下水道事業」について確認が行われている市は4市ございまして、ここには岐阜市、長崎市、鹿児島市、3市の事例を記載いたしております。

以上で協議第19号下水道事業についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号につきましても、次回会議で改めて協議いたしますが、案件の趣旨や内容等について御質問がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

野口委員 高松市議会の野口でございますが、この協議第19号の案件の中にもありますように、塩江町におきましては単独浄化槽の撤去費の助成制度があると。それを、18年度まで現行のとおり継続していくというようなことが明記されておりますが、一方で高松市におきまして、この単独浄化槽の件については、いわゆる雨水利用ということで、その改造費を助成しておるということは、これは両方選択できるという期間が18年度まであるというふうに理解をしていいのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいんです



が。

議長（増田会長） じゃあ部会長の方からお願いします。

久米土木部会長 土木部会長の久米でございます。高松市土木部長をしております。

ただいまの単独槽の撤去に対する補助、これともう一点、今現在、高松市でも対応しておりますが、現行の補助制度、このことについて選択できるのかという御質問でございますけれども、これは選択できるというふうにしております。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかに、どうぞ。何かございませんか。

三笠委員 念のために、塩江の汚水ますの関係の補助というのはどれぐらいですか。

議長（増田会長） じゃあ部会長から。

久米土木部会長 単価的には、一戸建て、平均的に2万円程度でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかに何かございませんでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第19号につきましても、次回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を行うことといたします。

会議次第4 その他（1）建設計画の策定について（状況説明）

議長（増田会長） 次に、会議次第4のその他でございますが、まず（1）の建設計画の策定について（状況説明）、事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、建設計画の策定に係る状況について、まず私の方から御説明をいたします。

高松市と塩江町の合併に係る建設計画につきましては、昨年11月10日に開催をいたしました第5回会議におきまして、その構成、つまり大きな枠組みとしての章建て等について説明し、御理解をいただいたところでございます。

その後、事務局において建設計画の策定作業に取りかかることとしたところでございますが、計画の取りまとめ等実務作業については専門業者に委託し、事務局なり幹事会と連携を図る中で作業を進めることといたしております。

委託先の業者は、財団法人日本システム開発研究所でございまして、この業者は、平成5年ごろから当地域における広域的連携施策等に関する調査研究業務を行っております。具体的には、高松市と塩江町を含む1市10町に係る広域都市問題に関する調査研究、ま

た、サンネット高松連携推進方策、さらには広域組合の高松地区広域市町村圏計画の策定業務を実施いたしております。

このようなことから、これらの業務により蓄積されました資料やノウハウ等を有効に活用するとともに、これらの計画等との整合性を図るため、この研究所に建設計画の取りまとめ作業を委託することとしたところでございます。

そこで、冒頭申し上げましたように、建設計画の構成等を説明いたしましてから3カ月が経過すること、また、今年度の協議会の会議は、本日が最後になることなどから、現時点における策定状況ということで、非常に粗い状態で申しわけございませんが、お手元に別として第1次素案の冊子ということで、それが示されましたので、この機会に状況とあわせて考え方について説明をさせていただくこととした次第でございます。

なお、この第1次素案につきましては、あくまでも今年度の作業の状況を整理するという趣旨で委託業者から示されました、現時点における一つの考え方でございます。委員の皆様方に大筋の考え方なり、まちづくりの方向性について、今後の議論の材料として提供させていただくものでございます。

この点、特に御理解をいただきますとともに、今後、この案に対し、さまざまな御意見をいただきながら、新年度において、幹事会等で十分に調整・検討を行う中で、改めて提案をさせていただきたいと存じますので、この第1次素案の内容等についてお気づきの点等がございましたら、後日で結構でございますので、事務局なり市町の合併担当部署までお寄せいただければ幸いに存じます。

また、この建設計画の策定作業に関連いたしまして、別紙1枚物で、右の上に参考資料と書いた、「新しいまちづくりを考える住民懇談会」の開催概要をお配りしておりますが、今月の28日、29日の土曜日、日曜日に、塩江町において都合3回の住民懇談会を開催することといたしております。この住民懇談会の運営管理につきましても、この業者をお願いをし、意見の集約をして、建設計画に反映させてもらうこととしておりますので、あわせて申し添えておきます。

それでは、日本システム開発研究所の国土・地域政策研究室室長、矢下から説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

矢下 ただいま御紹介にあずかりました、財団法人日本システム開発研究所の矢下と申します。

これから10分間ほどお時間をちょうだいしまして、現時点での建設計画の取りまとめ

の考え方を御説明させていただきたいと思います。時間が少しかかりますので、大変失礼ですが座らせていただきます。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。網がかかっている部分、そのところについて、現在まで作業を進めてまいったところでございます。あと、それ以降につきましては、今、鋭意、事務局と調整をしながらこれから深めていくといった、全体的な進行の状況はそんなところでございます。

もう1ページめくっていただきますと、「はじめに」という項目がございます。1ページ目でございます。

ここでは、基本的には、合併に対する考え方と、それから2番目に、この建設計画の策定の方針、どういう構成でまとめていくのかという二つについてまとめている箇所でございます。

後半の、計画の策定の方針、2ページの方ですが、こちらの方は、先ほど事務局長さんの方から御説明がございましたように、これはもう既に第5回の協議会の中で、章建てとしてこういうことで行くんだということで一応御理解をいただいておりますので、きょうは、改めてここについては御説明をいたしません。1ページ目から2ページ目にかけて、1の合併に対する考え方、ここらあたりにつきましてはざっと御説明をさせていただきたいと思います。

合併に対しての考え方でございますけども、一つは何よりも(1)で掲げておりますように、実際の住民の方たちの生活圏域というものが非常に広がってきていて、その現実の生活行動と今までの行政の境と異なりますか、そういったものが不一致状況になってくると、そういうことが大きく挙げられております。現実的な問題として、高松市の市民、また塩江町の町民、実際には非常に多くの分野で一体的な生活圏を構成していただいております。そういう中で、この深いかわりの中で、行政サービスの均一化、同質性を確保して、また、行政投資も二重投資にならないように効率化していくという観点から、一つは合併の意義というものが導き出されるんだということが(1)の説明でございます。

それからもう一つ、自治体を取り巻く状況の中で合併が求められている要素があります。これを、3点にわたって簡単に整理をしております。

1点目が、少子・高齢化、少子・高齢社会の到来ということでございます。これは、当然そこにも書いてございますように、自治体財政にいろんな負担をかけるということもございます。

それから、2点目に住民のニーズがさまざまに多様化する、あるいは高度化する、そういうことがございます。それに対してこたえていくということも、一つの合併に対する要素ということになってまいります。

それから、これは非常に重要なことですが、3番目に、地方分権の進展とともに行財政基盤の強化への対応が求められているということでございます。言うまでもございませんが、今進められている地方分権の考え方というものは、自己責任、自己決定の理念に基づいて、住民みずからが地域に対して責任を持って、参画してまちづくりをしていくということが本旨でございます。そういう中で、そのためにも、自治体側の行財政基盤の充実強化というものとワンセットで、それを進めていかないと、実りあるものにならないということから、新しい状況の変化の中でも合併を促す要素というものが強まってきているという事情につきましてまとめてございます。

3番目に、そういう中で地域自治の本旨にのっとり、分権の実を上げていくために、いかにこれを進めていくのかということ。

そしてまた、4番目に、2ページ目になりますが、緊密なつながりを踏まえた塩江町と高松市との関係は、飲料水の問題や、それから実際の通勤や通学、あるいは病院に通っている、そういう生活面での非常に結びつきの強い地域でございます。そういうものを踏まえた形で高松市と塩江町の合併を進めていき、新しいまちづくりを進めていくという一つの考え方をまとめてございます。

それから、後半の2の「計画策定の方針」は、先ほど申し上げたとおりでございます。

3ページ以降、かなり長目になっておりますけれども15ページまで、それでは合併をしようとしている高松市と塩江町の現況につきまして、簡単に特徴点、ポイントになる点をまとめてございます。

3ページ目には、位置と地勢。それから、4ページ目から先が人口、あるいは世帯数。その中では、特に、年齢階層別の人口等、高齢化社会の到来、あるいは人口自身がなかなか減ってきている状況、あるいは今後の、10ページにもございますような将来人口の推計なんかでは、右肩上がりではなくて下がっていきそうな、そういう予測も出ております。そういう情報も含めて整理をしております。

そして、12ページには、実際に先ほど申し上げたような通勤、通学、あるいは通院、入院、実際の生活面での塩江町民と高松市民との間の交流というものが、交流人口というくくりの中でまとめられております。

それから、14ページ、15ページには、実際の施策面で広域行政として共同処理、事務処理が行われている事務組合関係のお話と、それからサンネット高松を通じてのこの地域での連携の積み重ね、その辺を概略まとめてございます。

その上で、17ページに至りまして、合併の基本方針ということをもとめてございます。

ここでは、二つのことがまとめられております。

一つは、塩江町と高松市が合併をする、そういう新しい高松市がつくられるということですが、その高松市の将来像というのは、一体どうあるべきなのかということが1点でございます。

そういう中で、2点目は、今の、現在の塩江町がその中でどういう役割を果たし、またどういう点での課題があって、それに対する重点的な対応が求められているのか、そのあたりを、いわば建設計画の非常にコアになる部分としてまとめたところでございます。

17ページ以降、簡略にそのあたりを御説明をしたいと思います。

一つは、新しいまちづくり、第1点目の高松市の将来像に関してでございますが、ここではまず、実際には、歴史的にも今日的にも一体的な圏域だと、先ほど申し上げたようなことがございます。と同時に、現在、高松市の果たしてる役割というのは、四国の全体の広域的な中枢都市であるということや、環瀬戸内海地域の広域的な中枢都市を目指してると、いわば地域のリーディングシティとしての、地域を引っ張っていく都市としての役割というものが非常に強く求められております。

それにふさわしい、住民にそれを支えられた都市づくりというものが求められてるわけであって、道州制の動向なんかも展望したときに、広域都市圏の中でそれをリードしていく高松市という役割を十分に自覚をしていかななくてはいけないだろうということが(2)の中でまとめられております。

それから、そういう広域都市圏形成の中での望ましい方向性ということで、17ページの下3分の1ぐらいから掲げられておりますけれども、まず、広域都市圏における合併の意義と目的を5点に集約しております。

1点目が、自立できる自治体へということで、行財政能力の向上を図っていく。それと対の関係でございますけれども、規模の拡大の中で、行財政運営基盤を果たして、確立をしていくということ。それから、地域の特徴のある資源、これは塩江町、高松市の持つる資源を生かしながら、次世代に引き継いでいけるような、そういう地域づくりを目指し

ていく。それから、コストの問題を十分に自覚しつつ、行政サービス水準をいかに確保していくのか、効率的な行財政運営を果たしていくということ。そして、言うまでもございませんが、5点目に、ズレを解消しまして、生活圏域の中での行政サービスの均一化を図っていく、この五つが基本的な意義と目的としてまとめられるのではないだろうか。

その中で、先ほど来から申し上げてるように、単に塩江町と高松市の合併ということだけではなくて、新しい高松市は広域的な都市圏として、リーディングシティとしての役割を自覚して進めていかなければならないというふうに申し上げましたが、そのまちづくりの視点として5点ほど、18ページから先にまとめられております。

第1点目が、「連帯」のまちづくりということでございます。

これは、少子・高齢社会に対応して、単に行政のお金を投入するだけではなくて、住民の方たちの連帯感にも支えられて地域社会をつくっていかないと、さまざまな課題に対応できないということを意識した視点でございます。

それから、2番目が「循環」のまちづくりでございます。

これは、人と自然との関係、あるいは環境とのかかわり、そういったところを重視した場合、この循環のまちづくりという形で持続可能な発展というものを、この地域の中でもつくり上げていかなければいけないという考え方でございます。

それから、3番目が「連携」のまちづくりでございますけども、これは、さまざまな今の価値観の変化ございまして、心や質やソフトというものが求められてる時代になっております。そういう中で、連携によって生活の豊かさが本当に実感できる、また住んでる方たちがいろんな選択ができるような、そういう地域社会づくりを進めていく必要があるという3番目の視点でございます。

それから、4番目の視点が「交流」のまちづくりということです。

これは、高松市を中心に、また塩江町のレクリエーション、温泉等々の資源を考えた場合には非常に重要なことでございますけども、交流のまちづくりというのは、交流によって他の地域から人々を呼び集めたり、にぎわいをつくり上げたり、またそういうことからの産業的な発展の可能性を探っていくということでございます。交流型の地域社会というものをつくり上げていく、そういうスタートにしていかなければいけないだろうということが、4番目の合併のまちづくりを考えていく際の視点ということでございます。

5番目の視点、「参加」のまちづくりというのは、今までの4点と若干違って、それを進める方法の問題でございまして、実は、新しいまちづくりを十全なものにしていくため

には、いろんな方たちが、都市づくりに参画できるシステムを、合併後のまちづくりの中につくり出していかなきゃいけないし、そういう参加を重視した、参加型の地域社会って言われてるものを、本当に文字どおりつくっていかなくてはいけないということでございます。

そういう中で、この五つの視点、それからまた、その前のページでも掲げました合併の意義と目的5点、そういうものを踏まえて、一体的な融合による活力のあるまちを実現していこうということでございます。地域的にも、海から山脈まで、街を真ん中に挟んでさまざまな要素を持ってありますし、そこに住まわれてる方たちの思いもさまざまでございます。また、文化的にもいろんな可能性を持ってる地域でございます。そういうものを、融合によって発展させていく、より高次なものに育て上げていく、そういう活力のあるまちづくりを目指していくということでございます。

その共同目標については、現在、今これから集約しなきゃいけないということございまして、空欄になっておりますけれども、いろいろとこれから皆さんのお知恵をかりながら、その新しいまちづくりの共同目標を掲げて、広域都市圏としてのまちづくり、それをつくり上げていく第一歩としての、高松市と塩江町の合併というものを具体化していくということを進めていかなくてはならないというふうに考えております。

20ページには、そのあたりの考え方を図で示しております。

それから、21ページ、これが実際に、じゃあそういう新しいまちづくりの中で、塩江町がどういう役割を期待をされているのか、あるいは課題があるのかといった点についてのまとめでございます。

まず、21ページ、まちづくりの基本理念、「塩江町地域のまちづくりの基本理念」と書いてありますが、ここで4点掲げております。

そのうちの2点というのは、まず塩江町の持っているポテンシャルっていいですか、可能性というものは、言うまでもありませんが、背後の森林、それから温泉という、それからそれに包まれた自然環境というものがございます。そういう自然と共生した安らぎというものを非常に重視してかなきゃならないし、それと関連して、2番目に、自然と温泉を生かした交流の芽というものをしっかりと育てていくということが重要だろうと。

それから、3番目に、今実際には香東川流域圏を形成してますし、内場ダムを初め、今は新しいダム建設も進んでる、そういう水源地域として、今の高松市民に対しても非常に重要な役割を果たしてるわけで、そういったものを、今後とも塩江町の地域に期待をし

て、引き続いてそういった機能を求められてんじゃないかということが3点目でございます。

それから一方、今、三つの問題と若干違うんですけども、活力ある地域づくりということで、やはり塩江町の現状は、先ほど来、ちょっと簡単に御説明をしたんで省略をしてしまったところあるんですが、人口の高齢化や産業の活力が低下してる、さまざまな課題を抱えてる山間地域でございます。その活力をいかに上げていくのか、アップしていくのかということが四つ目の問題でございます。この4点を理念として掲げた地域づくりっていうものを具体化していかなくちゃいけないだろうと思ってます。

その辺のイメージは、まだまとまっておりませんが、波線の四角で囲ったような、そういうイメージで、オアシスゾーンという形になるのか、夢の里になるのか、ちょっとその辺は、また皆さんの方からの御意見なんかもちょうだいしながらまとめていかなくてはいけないと思ってますが、21ページの下段の方でございますように、課題と、それから対応の基本的な考え方だけは整理しております。

4点ほどあると思います。

課題として4点ほどありまして、一つはやはり編入合併という形になりますので、塩江町の今の住まわれてる方たちに十分に行政サービスの行き届いた配慮というものをしていかななくてはならないということ。それから、それとも関連いたしますけれども、その中で塩江町の皆さんの疎外感がないような形での一体感をいかにつくっていくのかということ。それからまた、3番目に、それとも関連いたしますけれども、当然の話ですが、合併後も、地域の人たちの声をどうやって酌み取って、反映できるシステムをつくっていくのかという、三つの問題がございます。それから、もう一つ重要なことは、理念の4番目に掲げた活力あるまちづくりということにかかわってまいりますけれども、じゃあ、この塩江町の地域の今後の発展っていうものをどのように考えていくのかということ、やはりその辺の活力あるまちづくりの施策というものを重視していかなくてはいけないだろうということでございます。

そのための考え方、対応方向としては、今の課題に対応して、22ページの図にも掲げてございますけれども、やはり現在の役場を核として、行政サービスの拠点をしっかりと築き上げていくことや、またそのコミュニティを確立するという観点から、行政サービスと地域活動をフォローする体制をつくっていく、そういったものの中から塩江町地域を核とするような自治組織の形成なんかも展望していこうと。それから、3番目に、住民の声を



反映するシステムとしての合併特例法の活用、議員さんの確保の問題や、あるいは地域審議会の設置の問題等々も配慮していかなくてはいけない。それから、4番目に、やはりその辺の活力ある地域づくりの問題としては、レクリエーション、あるいは温泉、いわゆる交流ですとか集客といったものを地域の皆さん、今ある旅館の皆さんだけではなくて、いろんな方たちの知恵というものも結集しながらそれをつくってくような、そういう仕組みを考えていかなきゃいけない。

以上4点が、課題に対する対応方向なんではないだろうかということでまとめております。

それから、以降、基本目標に沿って、具体的に、施策を3章以降に掲げていかなくちゃいけないと思っておりますが、その辺の作業につきましては、先ほど来、御説明のあったとおり、現在進行中でございます。今の時点では、こういった形で経過報告をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

事務局長 なお、事務局から補足をさせていただきますが、ただいま最後の部分ですね、2-2の「基本目標」から後の内容につきましては、現在、高松市及び塩江町において、建設計画に搭載すべき主要事業等の調査検討を行っておる段階でございます。したがって、今後、これらの状況が具体化していく時点で、また、合併協定項目の協議、調整の進捗状況なども踏まえながら、それらの取り扱い方法、あるいは表記方法等を工夫する中で、計画内容の取りまとめ作業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 (2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、次に(2)の高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から説明いたします。

会議資料の31ページ、高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定についてでございます。

次回の第9回会議につきましては、4月21日、水曜日、午前10時から、高松市役所、この会場で開催する予定でございます。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、開催日のおおむね1週間前に送付いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。特に何かこの際御発言がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思っております。

長時間にわたりまして御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

これもちまして、高松市・塩江町合併協議会第8回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前11時43分 閉会

会議録署名委員

委員

河田 澄

委員

植田 満江